		総利	务常任委員会	
平成26年2月28日受理		請 第 44 号		
件 名 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願				
紹 介 議 員	提	出 者 住	所 氏名	
山 本 秀 久 村 上 寅 美				

(要 旨)

貴議会が国会に対し、「国会は、憲法改正案に対して国民が判断できる機会を早急に設けるべく、国会は憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、次期国政選挙までに国民投票を実現すること」に関する意見書を提出されるよう請願する。

(理 由)

現憲法が昭和22年5月3日に施行されて以来、今日に至るまでの約70年間にわが国を巡る内外の諸情勢は劇的に変化を遂げた。すなわち我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面している。さらに、家庭、教育、環境などの諸問題や大規模災害等への対応が求められている。

国民が現憲法と現実との乖離の解消を望んでいることは、各種世論調査において、憲法 改正の支持が常に過半数を上回っていることに明らかであり、各政党・各報道機関・民間団 体からも具体的な改憲案が提唱されている。

しかし、平成19年の国民投票法によって設置が決定した国会の憲法審査会の活動開始が 平成23年にずれ込むなど、憲法改正発議に向けた審議は進展していない。成文憲法を持っ ている世界各国では現実に合わせるべく、幾度も憲法改正を行っており、日本国民が憲法 規定の是非を自らが判断する国民投票の機会を一度も得られないままの現状を解消するこ とは、国権の最高機関として国民から国政を負託されている国会の責務である。